

**公立保育所の民営化ガイドライン（素案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について**

募集期間：平成 30 年 12 月 8 日（土） ～ 平成 30 年 12 月 25 日（火） 【 18 日間 】

意見件数：4 人（電子メール 3 人、窓口 1 人） 7 件

閲覧場所：子育て支援施設課・区政資料室・区立保育園・図書館・区ホームページ

**パブリックコメントと区の考え方**

No.	意見の概要	区の考え方
1	公立保育所は幼児教育の無償化により保護者負担分が全額区の負担になる予定など、区の負担がさらに重くなる状況である。そのため、老朽化した区立保育園の再整備にあたっては、民間活力を導入し民営化を行うことは致し方ないと考える。	区内の公立保育所 38 園中、29 園が建築後 40 年を経過しており、改築や長寿命化改修が必要な時期を迎えます。公立保育所の再整備にあたっては、民間活力を活用して民営化を推進することにより、子どもたちの保育環境の整備を効果的・効率的に行っていきます。
2	一部の株式会社の保育運営事業者には、保育士の大量退職などの事例もあり、非常に不安定な運営主体もある。民営化の移管先事業者の選定においては、地域福祉への貢献を前提とする社会福祉法人に限定すべきである。	平成 12 年に、保育所の設置主体の制限が撤廃され、多様な事業主体が保育所の設置・運営することができるようになりました。 現在、区内の私立認可保育所 83 園中、49 園が社会福祉法人により運営されており、30 園が株式会社となっています。 民営化の移管先事業者の要件の決定は、保護者と十分に協議を行い、適切な運営主体について検討を行うとともに、事業者の選定にあたっては、事業者の運営状況や財務状況などについて綿密に審査のうえ、適切な設置運営主体を選定していきます。
3	移管先事業者の選定においては、信頼性を多くの保護者に確認させる必要があるとともに、選定にあたっての保護者意見を十分に反映するため、選定委員会に多くの保護者委員を参加させる必要がある。	保護者の意見を十分に反映できるよう、保護者に意見を広く募集するなどし、移管先事業者の要件や選定に反映していきます。また、選定委員会については、保護者と協議し、適切な委員数を決定します。
4	区立保育園には、公立ならではの良さがある。幅広い年齢層の先生方や、経験が継承されていることに魅力を感じている。支援の必要なお子さんがクラスにいることも子どもの経験にとって貴重なことであると感じている。 区立保育園を希望して入園しているので、卒園までを保障してほしい。区立保育園を選択できるという選択の自由を保障してほしい。現在の区立保育園を維持すべきだと思う。	昨年度、策定した「公立保育所のあり方」に基づき、公立保育所の役割を担っていきます。 一方、多くの公立保育所は建築後 40 年を超えており、公立保育所の再整備の必要があります。このような中、待機児童対策の推進等により、区の財政負担は重くなっており、再整備にあたっては、民間活力を活用し、公立保育所の民営化を推進していく必要があります。このため、民営化対象園の選定にあたっては、ガイドラインに示した 7 つの視点に立ち、総合的に判断していきます。 また、民営化移管先事業者については、保護者の理解を得られる事業者を選定していきます。

5	<p>民営化移行までの期間を短縮することに反対する。途中で別の建物に移らなければならない負担や、先生方が全員いなくなるという負担が子供の心にどんな影響を与えるのか心配である。親も新たに先生方との関係を作らなければならないのは負担である。</p> <p>民営化しなければならないのであれば、民営化することを知らせ、そうした園を避けられるようにしてほしい。</p>	<p>公立保育所の老朽化や、保育所整備に伴う保育運営費の急増に対応するために、民営化期間の短縮を図り、早期に保育環境の向上を図る必要があります。</p> <p>民営化にあたり、在園中に民営化園への移行となる児童や保護者の負担をできる限り軽減するよう、三者協議会の開催、合同保育の実施により、これまでの民営化の経験を活かし、公立保育所の保育内容等の円滑な引き継ぎに努めてまいります。</p> <p>民営化移行期間を短縮することから、保護者への情報提供を早めるため、平成31年度に、今後5年間で民営化準備に着手する保育所を一括して公表します。</p>
6	<p>準備期間は十分にとり、移管後も区が関与して、保育内容の引継ぎが守られるようにしてほしい。</p>	<p>区の保育を引継ぎ、民営化移管後の保育運営を円滑にする準備期間は、ほぼ従前どおりの期間となっており、妥当な期間と考えます。</p> <p>移管後も引き続き三者協議会を開催し、移管後の保育について保護者、運営事業者と協議してまいります。なお、三者協議会の開催期間は原則2年間としますが、期間や回数については柔軟に対応していきます。</p>
7	<p>移行期間を短くするのであれば、引継ぎ期間はもっと伸ばして、保育については1年をかけて少しずつ人が入れ替わるなど、合同保育期間を延ばして急に人が変わることをのまないように対応したほうが良い。</p>	<p>引継ぎは、移管2年前から実施し、初年度は移管先の園長候補者等が公立保育所の行事へ参加することが主になります。</p> <p>保育運営の引継ぎは、移管1年前から開始し、移管直前の4か月間は、公立保育所の職員が行う保育活動等に、移管先事業者の職員が参加して、合同保育を行います。合同保育は、区の保育を引継ぎ、移行後の保育運営を円滑にすることを目的としており、移管の直前に集中的に行うことが効果的と考えています。</p>